

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和8年5月22日（金）

午後1時～

場 所：栃木市役所

4階 議会会議室

栃木市生活環境部保険年金課

令和8年度第1回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和8年5月22日(金)午後1時～

場 所：議会会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 会議録署名者指名

6 議 事

(1) 会長の選挙について 資料1

(2) 令和8年度事業計画（案）について 資料2

(3) その他

7 閉 会

(1) 会長の選挙について

公益代表委員のうち、栃木市議会から選出された委員が、市議会議員の任期満了に伴い、本協議会委員を令和8年4月24日に失職したため、現在、会長が不在であることから、新たに会長を選出するもの。

任期は、令和8年5月22日から令和9年6月30日までとする。

会 長	
-----	--

【参考】

国民健康保険法施行令（抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

栃木市国民健康保険規則（抜粋）

（選挙）

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

（任期）

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

第6条～第8条 略

（議長）

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともにかけた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

令和 8 年度事業計画（案）

開催日	内 容
令和 8 年 5 月 2 2 日	第 1 回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 会長の選挙について (2) 令和 8 年度事業計画(案)について (3) その他
7 月下旬	第 2 回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 令和 7 年度データヘルス事業の実績について (2) 令和 7 年度国民健康保険特別会計決算について (3) 国民健康保険税率等の見直しについて
9 月下旬	第 3 回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率等の見直しについて
1 0 月 2 2 日	国保運営協議会委員研修会の開催（Web 会議） （県国保連合会、県運営協議会長会主催）
1 1 月下旬	第 4 回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率等の見直しについて・・・答申 (2) 栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第 4 期） および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第 3 期） 中間評価について・・・素案
令和 9 年 2 月中旬	第 5 回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 令和 9 年度国民健康保険特別会計予算(案)について (2) 栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第 4 期） および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第 3 期） 中間評価について・・・計画案

※上記のほか、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合があります。
内容は変更になる場合があります。